

議案第 3 1 号

佐倉市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事
等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を
定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

佐倉市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例（平成24年佐倉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科又はこれ」を「又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「による専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「水道に」を「水道等に」に改め、「もの」の次に「（6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

に限る。)」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「1年以上、」を「2年以上、」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に、「有する者」を「有するもの（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「による中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- （4）短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した者に限る。）

第3条第5号の次に次の1号を加える。

- （6）高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条に次の1号を加える。

- （11）建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限

る。)

第4条第1号中「前条各号に掲げる資格」を「前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験」に改め、同条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「において、」の次に「第1号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）で

あって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2

項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、

3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。